

資 料

- 1 松本市特別名勝及び特別天然記念物
上高地保存管理計画検討委員会・作業部会
 - 2 松本市特別名勝及び特別天然記念物
上高地保存管理協議会
 - 3 パブリックコメントの結果
 - 4 執筆者
 - 5 関係法令等抄録
 - 6 現状変更等許可申請に係る各種様式
 - 7 現状変更等許可申請書記入の手引き(上高地版)
 - 8 関連年表
 - 9 写真資料
 - 10 引用・参考資料
 - 11 協力者
- 地区区分図(拡大版)

1 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会・作業部会

(1) 設置要綱

○松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会設置要綱

平成20年10月23日

教育委員会告示第22号

廃止 平成24年3月30日教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理に関する特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、保存管理計画を策定に必要な事項について調査・研究及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部安曇支所において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月23日から施行する。

(2) 検討委員・作業部会員名簿

(敬称略。所属等については委員任期終了時のものを記載。)

区分	氏名		所属等	
有識者	亀山 章	委員長	東京農工大学 名誉教授 (平成22年2月28日まで)	
	佐々木邦博	副委員長	信州大学農学部森林学科 教授 (平成22年2月28日まで)	
	鈴木 啓助	部会長	信州大学山岳科学総合研究所 所長 (平成22年2月28日まで)	
地域関係者	青柳 薫	副部会長	上高地町会長 (平成22年2月28日まで)	
	鳥居総一郎		上高地観光旅館組合長 (平成21年3月31日まで)	
	田川 和夫		上高地観光旅館組合長 (平成22年2月28日まで)	
	穂苅 康治		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成21年3月31日まで)	
	山口 孝		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成22年2月28日まで)	
	山田 直	部会員	北アルプス山小屋友交会 会員 (平成22年2月28日まで)	
行政関係者	国	村松 亮治	林野庁中信森林管理署 流域管理調整官 (平成22年2月28日まで)	
		土屋 幸治	林野庁中信森林管理署 治山課長 (平成22年2月28日まで)	
		宗亭 正治	部会員	林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成22年2月28日まで)
		長谷川達也		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査課長 (平成21年3月31日まで)
		吉田 俊康		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査課長 (平成22年2月28日まで)
		石田 哲也	部会員	国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所調査課 調査係長 (平成22年2月28日まで)
		広野 行男	部会員	環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成22年2月28日まで)
	県	比田井 章		長野県環境部自然保護課課長補佐兼自然公園係長 (平成22年2月28日まで)
		関 克浩		長野県建設部道路管理課管理係 担当係長 (平成21年3月31日まで)
		太田 幸彦		長野県建設部道路管理課管理係 担当係長 (平成22年2月28日まで)
		栗和田 武		長野県松本建設事務所維持管理課管理係 主事 (平成22年2月28日まで)
		森泉 竜二	部会員	長野県松本建設事務所整備課計画調査係 主査 (平成21年3月31日まで)
		務台 和典	部会員	長野県松本建設事務所整備課計画調査係 主査 (平成22年2月28日まで)
		酒井 祐樹		長野県教育委員会文化財・生涯学習課課長補佐兼文化財係長 (平成22年2月28日まで)
	遠藤 公洋	部会員	長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成22年2月28日まで)	
市	赤廣 三郎	部会員	松本市安曇支所 支所長 (平成22年2月28日まで)	

オブザーバー

中島 義晴	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 (平成22年2月28日まで)
本間 暁	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 (平成22年2月28日まで)

事務局

小穴 定利	松本市教育委員会文化財課長 (平成22年2月28日まで)
上嶋 乙正	松本市教育委員会文化財課 部課長 (文化財担当係長) (平成21年3月31日まで)
横山 泰基	松本市教育委員会文化財課 文化財担当係長 (平成22年2月28日まで)
田多井用章	松本市教育委員会文化財課 主査 (平成22年2月28日まで)
中平 忠久	松本市安曇支所住民課長 (平成21年3月31日まで)
大野 利和	松本市安曇支所住民課長 (平成22年2月28日まで)
大和 則祥	松本市安曇支所住民課 教育担当係長 (平成21年3月31日まで)
勝山 繁蔵	松本市安曇支所住民課 教育担当係長 (平成22年2月28日まで)
上條 裕之	松本市安曇支所住民課 教育担当主任 (平成22年2月28日まで)

(3) 会議等の開催状況

年 月 日	会 議 名 、 内 容 等
平成20年11月26日	第1回上高地保存管理計画検討委員会 ・ 委員長、副委員長の選出（委員長：亀山章、副委員長：佐々木邦博） ・ 経過説明、計画書の構成、今後の検討の進め方について
平成21年3月11日	第1回作業部会 ・ 保存管理計画検討案の課題について検討
5月22日	第2回作業部会 ・ 保存管理計画書検討案（主に地域の概要）について検討 ・ 地区区分の変更について検討（横尾）
6月23日	第3回作業部会 ・ 保存管理計画検討案について検討 ・ 地区区分の変更について検討（横尾、県道上高地公園線）
8月28日	第4回作業部会 ・ 保存管理計画検討案について検討
11月5日	第2回上高地保存管理計画検討委員会 ・ 保存管理計画検討案について検討
12月21日～ 平成22年1月20日	パブリックコメント実施
1月25日	第5回作業部会
2月8日	第3回上高地保存管理計画検討委員会

2 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会

(1) 設置要綱

○松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱

平成24年3月30日
教育委員会告示第13号

改正 平成25年3月29日教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理を図るため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 計画における保存管理の方法の変更に関すること。
- (2) 計画における現状変更等の取扱基準の評価及び見直しに関すること。
- (3) 上高地の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教育委員会告示第3号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 協議会委員名簿

(敬称略。所属等については委員任期終了時のものを記載。)

区分	氏名		所属等	
有識者	佐々木邦博	会長	信州大学農学部森林学科 教授	
	鈴木 啓助	副会長	信州大学学術研究院理学系 教授	
地域関係者	青柳 薫		上高地町会長 (平成25年3月31日まで)	
	上條 敏昭	委員	上高地町会長 (平成25年4月1日から)	
	田川 和夫		上高地観光旅館組合長 (平成27年3月31日まで)	
	奥原 宰	委員	上高地観光旅館組合長 (平成27年4月1日から)	
	山口 孝		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成25年3月31日まで)	
	赤沼 健至		北アルプス山小屋友交会 会長 (平成27年3月31日まで)	
	山田 直	委員	北アルプス山小屋友交会 会長 (平成27年4月1日から)	
行政関係者	国	上田 喜幸	林野庁中信森林管理署 流域管理調整官 (平成25年3月31日まで)	
		渡邊 修	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成27年3月31日まで)	
		岩塚 伸人	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成28年3月31日まで)	
		松井 邦彦	委員	林野庁中信森林管理署 森林技術指導官 (平成28年4月1日から)
		日向 秀司		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成25年3月31日まで)
		島田 豊		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成26年3月31日まで)
		小山 勉		林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成27年3月31日まで)
		杉村 智春	委員	林野庁中信森林管理署上高地森林事務所 森林官 (平成27年4月1日から)
	柳川 磨彦		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成26年3月31日まで)	
	坂東 正弘		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成27年3月31日まで)	
	伊藤 和弘		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成28年10月31日まで)	
	酒向 秀典	委員	国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 建設専門官 (平成28年11月1日から)	
	小口 貴雄		国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所 調査専門官 (平成26年3月31日まで)	
	村上 靖典		環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成26年3月31日まで)	
	藤田 和也	委員	環境省長野自然環境事務所松本自然環境事務所 自然保護官 (平成26年4月1日から)	
	県	佐藤 繁		長野県環境部自然保護課 課長補佐兼自然公園係長 (平成27年3月31日まで)
倉本 栄		委員	長野県環境部自然保護課 課長補佐兼自然公園係長 (平成27年4月1日から)	
高嶋 修			長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成26年3月31日まで)	
坪田 浩昭			長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成27年3月31日まで)	
永田 真一		委員	長野県松本建設事務所計画調査課 担当係長 (平成27年4月1日から)	
遠藤 公洋			長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成26年3月31日まで)	
贄田 明		委員	長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係 指導主事 (平成26年4月1日から)	

事務局

藤牧 隆	松本市安曇支所 支所長（平成25年3月31日まで）
宮島 孝	松本市安曇支所住民課長（平成25年3月31日まで）
伊佐治裕子	松本市教育委員会文化財課長（平成26年3月31日まで）
大竹 永明	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成27年3月31日まで）
加藤 市朗	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成28年3月31日まで）
斉藤 敏男	松本市教育委員会文化財課 部課長（平成28年4月1日から）
方山 英幸	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成26年3月31日まで）
木下 守	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成28年3月31日まで）
臼井 邦彦	松本市教育委員会文化財課 課長補佐（平成28年4月1日から）
前田 潔	松本市安曇支所住民課 教育担当係長（平成25年3月31日まで）
百瀬 将明	松本市教育委員会文化財課 主任（平成26年3月31日まで）
小林明日美	松本市教育委員会文化財課 主任（平成27年4月1日から）
青柳 和幸	松本市安曇支所住民課 教育担当主事（平成25年3月31日まで）
川窪 茂	松本市教育委員会文化財課 嘱託（平成27年3月31日まで）

(3) 会議等の開催状況

年 月 日	会 議 名 、 内 容 等
平成24年10月24日	平成 24 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 会長、副会長の選任（委員長：佐々木邦博、副委員長：鈴木啓助） ・ 協議会設置目的、経過報告 ・ 今後の予定
平成25年 3 月26日	平成 24 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理に係る課題と問題点整理 ・ 啓発事業の実施
6 月28日	平成 25 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地河床対策 ・ 上高地現状変更申請の課題等
平成26年 1 月28日	平成 25 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 河床上昇に係る過去の対策事業、土砂の自然流下のシミュレーション ・ 道標の位置、道標の寄付 ・ 上高地の諸問題に係る松本市の対応方針
6 月27日	平成 26 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画の見直し
平成27年 1 月14日	平成 26 年度第 2 回上高地保存管理協議会 ・ 松本市上高地 短期・中長期計画（案） ・ 上高地保存管理計画改訂版の構成（案） ・ 保存管理計画改訂版の現状変更許可基準見直し
12月 9 日	平成 27 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画改訂版原稿の内容確認 ・ 上高地保存管理計画に関する資料収集 ・ 松本市上高地 短期・中長期計画（管理用道路等）
平成28年 7 月15日	平成 28 年度第 1 回上高地保存管理協議会 ・ 上高地保存管理計画改訂版原稿の内容確認 ・ 上高地保存管理計画改訂版策定の今後の予定
12月 9 日 ～ 12月28日	パブリックコメント実施

3 パブリックコメントの結果

○当初計画策定時に実施したパブリックコメントの結果は以下のとおりです。作業部会及び上高地保存管理計画検討委員会で計画への反映について検討しました。

第2章 特別名勝特別天然記念物上高地の概要（※当初計画書の構成に準ずる。）

2 本地域を構成する諸要素の課題	
(1) 梓川の河床上昇、支川の土砂流出等	1件
(3) 登山道の整備	1件
(4) 景観の阻害要素	1件
(5) 外来植物の侵入	1件
第3章 保存管理計画	
1 基本方針	2件
2 保存管理の地区区分	1件
3 保存管理の方法	5件
第4章 整備・活用の基本的な考え方	2件
第5章 計画の実施体制	
1 保存管理体制	1件
資料	1件

○改訂版にあたりパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

4 執筆者

佐々木邦博	第2章	3 歴史	(3) 近代登山発祥の地 ア ウォルター・ウェストンと上高地 (1) 保護政策
梅干野成央	第2章	3 歴史 6 指定地内の文化財等	(3) 近代登山発祥の地 イ 山小屋の成り立ち、歴史と景観 (1) 国登録有形文化財 ア 嘉門次小屋囲炉裏の間 イ 旧上高地孵化場飼育池・物置 ウ 徳本峠小屋休憩所 (2) その他の重要施設等 ア 岩小屋と石室の遺構
関 悟志	第2章	3 歴史	(3) 近代登山発祥の地 ウ 山岳ガイドの系譜 エ 登山道の開発
小松源一郎	第2章	3 歴史	(4) 文人墨客の来訪 ア 小説 イ 詩歌
青柳 薫	第2章	3 歴史	(7) 生業 ア 御用柚 イ 牧場の経営 ウ 温泉・旅館
大野 晃	第2章	3 歴史	(8) 発電
大瀬 高央	第2章	3 歴史	(9) 上高地帝国ホテル
南郷 極花 佐々木邦博	第2章	3 歴史	(10) 写真などから見る上高地の昔の景観

なお、改訂に当たり、上記に示す以外の項の執筆・編集は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会の協議を踏まえ、松本市教育委員会文化財課が行いました。

5 関連法令等抄録

文化財保護法（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の

開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

（解除）

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとするときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認

めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
 - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又

は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理

団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項た

し書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
 - 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。
- 第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。
- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
 - 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第十三章 罰則

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次に各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

文化財保護法施行令（抄）

(平成二十七年政令第四十八号 一部改正)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府

県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要が

あると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあ

- つては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が該当都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計

画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抄)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号、平成二十七年十二月二十一日文部科学省第三十六号)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項 で準用する法第二百五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及び

その適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

(平成十二年四月二八日 文部大臣裁定、平成二十七年十二月二十一日最終改正)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互の間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与える恐れがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との会合を求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項
- 規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- ### 2 令第5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- ### 3 令第5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書きの維持の措置である場合を除く。）。
- ### 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 7 令第5条第4項第1号ト関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 8 令第5条第4項第1号チ関係
- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 9 令第5条第4項第1号リ関係
- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な措置」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- 10 令第5条第4項第1号ヌ関係
- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- 11 令第5条第4項第1号ル関係
- 天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。
- III その他
- この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

6 現状変更等許可申請に係る各種様式（文化財保護法第125条関係）

（許可申請書）

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名（又は名称）

印

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請

下記のとおり史跡（又は名勝、天然記念物）の現状変更等をしたいため、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

記

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定期間
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 (埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合) 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 16 (埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合) 出土品の処置に関する希望
- 17 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図(現状変更等の対象地を表示)
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真(現状変更等の対象を表示)
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 9 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

(計画変更書)

平成23年4月1日以降に文化財保護法第125条第1項の規定により申請され、許可された現状変更について、軽微な内容変更がある場合に提出が必要です。

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

現状変更の計画変更書の提出について

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 現状変更の申請内容
- 4 現状変更の計画内容を変更する理由
- 5 現状変更に係る地域の地番
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
変更後の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
- 9 その他に添付することが必要な資料

(期間変更届け)

平成23年4月1日以降に文化財保護法第125条第1項の規定により申請され、許可された現状変更について、期間を延長する場合に提出が必要です。

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等の期間変更届けの提出について

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で別添のとおり許可された現状変更については、下記の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承諾くださいますようお願いいたします。

記

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること)
- 3 現状変更の申請内容
(具体的な内容を簡潔に)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
(期間を延長する必要がある理由を具体的に記載)
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
変更後の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 6 申請者が所有者等以外の場合
(今回の期間延長にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者の承諾書を添付すること)
- 7 その他に参考となるべき資料
(必要に応じて、期間変更届け提出時の現況写真などを添付してください)

(終了報告書)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
住 所
氏 名

印

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更（事業名）終了報告書

平成 年 月 日付け 受庁財第4号の で許可を受けた標記現状変更が終了した
ので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業施工箇所
- 3 着手年月日
平成 年 月 日
- 4 完了年月日
平成 年 月 日
- 5 その他参考になる事項

*添付書類

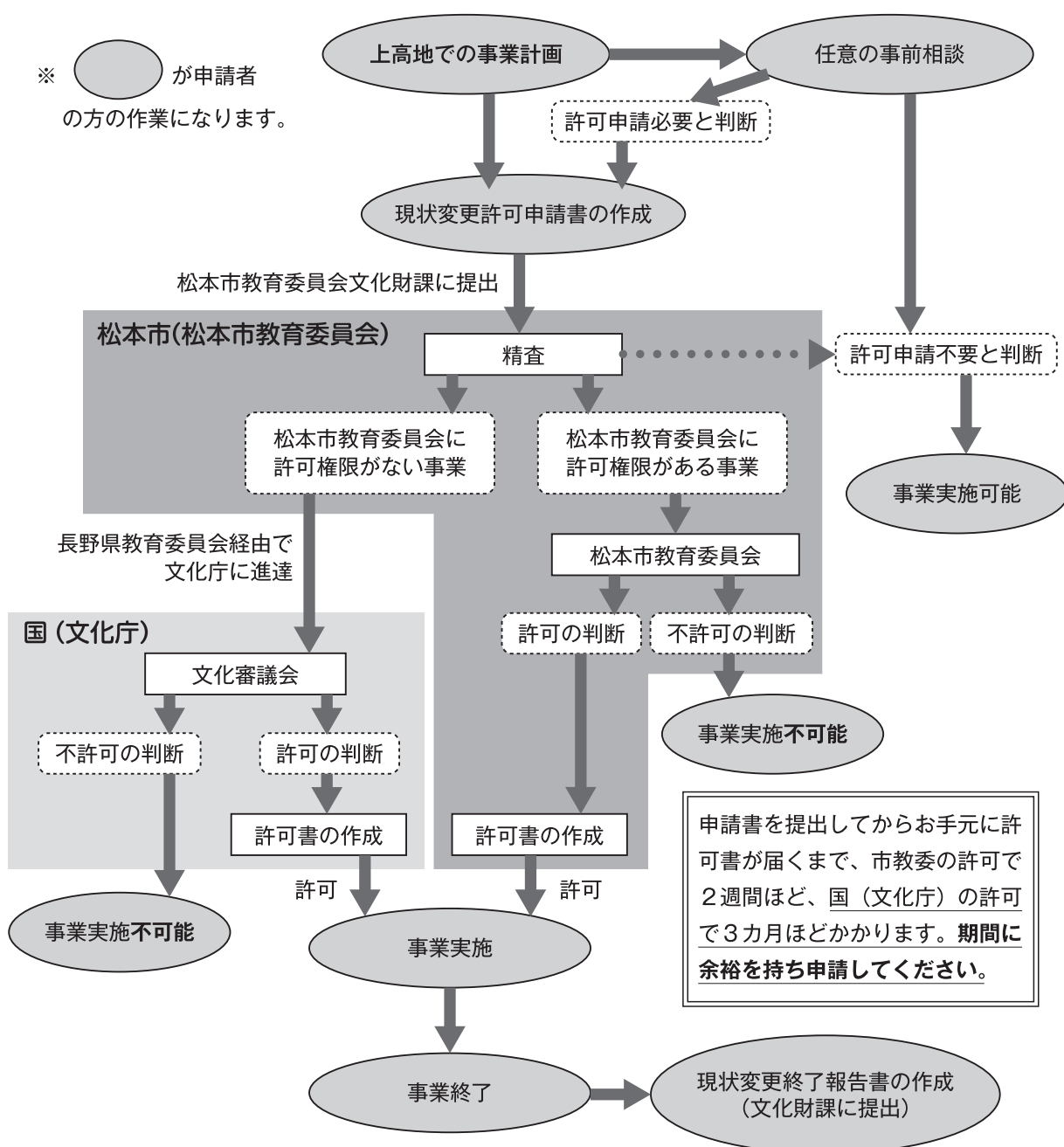
- ① 位置図（申請時に使用したもので可）
- ② 変更前の写真
- ③ 変更後の写真

7 現状変更等許可申請書記入の手引き（上高地版）

【現状変更等許可申請 手続等の流れ】

特別名勝及び特別天然記念物上高地において現状変更等を行う場合の現状変更等許可申請書の作成から、事業終了に伴う終了報告書提出までの流れを以下に図示します。

なお、許可申請の要・不要や配慮事項など、許可申請に先立って事前に松本市教育委員会文化財課へ相談していただく（任意）ことにより、手続きがスムーズになります。



〈申請書の提出部数〉国（文化庁）の許可案件：正本3部、市の許可案件：正本1部

【現状変更等許可申請書（上高地版） 記入のポイント】

平成 年 月 日

※申請書を文化財課に提出する日付を記入

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏 名

印

※申請者の住所・氏名（団体の場合は団体名と代表者名）を記入

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等の許可申請

特別名勝及び特別天然記念物上高地の現状変更等をしたいため、文化財保護法第125条第1項の規定により申請します。

※現状変更の実施主体が「国」（各省庁に属する機関から申請する場合など）となる場合、文化財保護法第168条第2項の規定に基づく協議となるので、本文中の用語を以下のとおり書き換えてください。

申請 → 協議

申請者 → 協議者

許可申請 → 協議

許可の日 → 同意の日

第125条第1項 → 第168条第2項

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
特別名勝及び特別天然記念物上高地
- 2 指定年月日
昭和 3年3月24日 名勝及び天然記念物
昭和27年3月29日 特別名勝及び特別天然記念物
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
長野県松本市安曇
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
林野庁及び環境省
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体の名称及び事務所の所在地
なし
- 7 管理責任者の氏名及び住所
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所
名 称
代表者氏名
所 在 地

項目1～3はこのままで結構です。

明神池周辺は、穂高神社が所有者となる場所があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。

ホテル・山小屋の敷地など、占有者がいる場合があります。ご確認の上、必要に応じて書き直してください。

項目6～7はこのままで結構です。

申請者の方のお名前（名称）とご住所（所在地）をお書きください。

《重要：以下の項目9～11が充実していないと、スムーズに手続が進みません。》

- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 ※事案に応じ、以下の内容等を適切に記述してください。（以下は例です。）
 - 1) 研究の場合には、「問題の所在」「研究の意義」の観点から、当該研究の必要性や、その結果得られる成果の公益性など
 - 2) 整備の場合には、「危険性・問題点」などの課題と「期待される効果」の観点から、当該現状変更の必要性や公益性など
 - 3) 整備・活用その他の場合には、「現状変更が国民（もしくは来訪者）にどう還元されるか」の観点から、当該整備等の必要性和、その結果得られる成果の公益性など

10 現状変更等の内容及び実施の方法

※項目11と対応させ、具体的に記述してください。

1) 詳細で具体的な実施方法と内容（以下は例）

- ①使用機器・設置機器の仕様、員数、設置方法等の一覧
- ②実施の方法、終了・撤去の方法

2) その方法・内容は影響低減にどのような配慮をしているか（以下は例）。

- ①記念物そのものに与える影響（員数、分散、方法、使用器具etc.）
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響（位置、形状、色彩etc.）
- ③関係者への配慮（被疑によるトラブル、模倣の誘発、安全etc.）

（この部分は項目11に書くのがふさわしい場合もあるので適宜調整してください。）

11 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項

※項目10と関連させ、以下を記述してください。

1) その方法・内容による影響の見通し（以下は例）

- ①記念物そのものに与える影響
- ②周辺環境（景観含む）に及ぼす影響

（注）「影響なし」ということは、特殊な場合を除いてありません。いかに影響を低減するかをお書きください。

2) 期待される成果の還元（以下は例）

- ①研究成果の還元（直接の利活用、データベース、論文etc.）
- ②事業成果（安全性、利便性）による活用促進

12 現状変更等の着手及び終了の予定期間

許可の日から平成 年 月 日まで

※着手日は、指定の日がない場合は「許可の日」としてください。

※文化庁の許可を要するものは申請から許可まで約3ヵ月かかりますので、早めに申請書を提出してください。また、気象条件等の影響を十分に考慮した上で、着手・終了予定日は余裕を持たせてください。

13 現状変更等に係る地域の地番

長野県松本市安曇 番地

※番地が不明な場合は「長野県松本市安曇上高地〇〇沢」などの記載方法でも結構です。

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び

代表者の氏名並びに事務所の所在地

名 称
代表者氏名
所 在 地

工事实施者等が未定の場合は「未定」とお書きください。
※決定後、すみやかにお知らせください。

15 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
該当なし

16 出土品の処置に関する希望
該当なし

項目15～16は、このままで結構です。

17 その他参考となるべき事項

※当該現状変更の実施に当たり、自然公園法等の規定により協議・申請（予定を含む）
をしている機関をご記入ください。

例 → 環境省（自然公園法）
林野庁（国有林関係）
国土交通省（砂防指定地）

第〇〇号により許可済み、協議中等

※その他、以下の例に該当するものがあれば具体的にご記入ください。（別紙でも可）

- 1) 多人数で研究を実施する場合・・・実施者の名簿など
- 2) 継続的な事案の場合・・・過去の実績や位置など（累積的影響が評価できるもの）
- 3) 実施主体の実績（過去の施工実績など、施行内容に対する信頼性検討資料）
- 4) 先行研究と研究の現状（項目9～11で書ききれない場合）

参考：【添付書類】 → すべてA4版（縮小可）で提出してください。

- 1 位置図（別添位置図を使用）、現状変更等の設計仕様書及び設計図（着色）
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図（現状変更等の対象地を表示）
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真（現状変更等の対象を表示）
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見
- ~~9 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書~~

※「研究」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料
位置図、写真など
- b. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料
現況（気候、地質、水質、植生、生態系などのうちで必要なもの）と問題点
- c. 現状変更の必要性を示す資料
問題の所在、研究の意義など
- d. どんな場所でどう調査するかを示す資料
行為の対象となる範囲や箇所が示された写真又は図、調査地点ごとの採取数一覧等
- e. どんな方法で行うかを示す資料
捕獲又は標識取り付けなどに使用する器具・薬品等の仕様一覧、写真など
- f. 環境・景観に与える影響を示す資料
機材や薬品等の材質・形状・色彩等の見本や図面など
- g. 影響にどのような配慮をするかを示す資料
捕獲・採取に当たっては、その相対量を示すデータや、箇所密度を示すデータや図、過去の実施状況を踏まえ、予定している配慮事項など
（指定物件に対する配慮の他に、作業時の周囲の人への配慮も記載する。）
- h. 研究成果を社会に還元する見通し
調査データの保存（DNAなどの例）、公開、活用（結果に基づく施工等）など
研究の意義のうち、とりわけ社会的な意義など

※「工事等」事案の場合の添付資料の例（項目9～11に入る場合もある。）

- a. 詳細な位置を示す資料
位置図、写真など
- b. 現状変更の必要性を示す資料
現況を示す資料・写真など
- c. どんな場所をどうするかを示す資料
計画全景が示された写真又は図、完成予想図など
- d. 具体的な施工内容を示す資料
平面図・断面図・構造図など
- e. 環境・景観に与える影響を示す資料
材質・形状・色彩等の見本や図面など
- f. どのような工事になるかを示す資料
工事用の土工などの図面・施工状況の予想図など
- g. 保護すべき文化財の現況とそれをとりまく環境を示す資料
モニタリングの結果（気候、地質、水質、植生、生態系）、学識経験者の意見など

申請書作成後、項目9～11・17で、影響等の評価と説明が充分かチェックしてください！

- 1) 現状変更の基本的内容が充分記載されていますか。
 - ・ 現状変更施行箇所（詳細図面も必須）と実施期間が明示されていますか。
 - ※恒久的現状変更では、設置等の作業期間が「実施期間」です。
 - ・ 実施に必要な仮設工などまで明記されていますか。
 - ・ 行為の実施者（入札のため未確定ならばその旨）が明記されていますか。

- 2) 申請した現状変更は、やむを得ないもの、どうしても必要なもの、という内容になっていますか。
 - ・ 「研究だからやむを得ない」ではなく「研究の手法として適当か」というスタンスで説明できていますか。
 - ・ それ以外の方法が選択できない事情が説明できていますか。

8 関連年表

和 暦		西 暦	主 な 出 来 事
寛文期		1661 ~ 1870	上高地から木材の切り出しが行われる。
文 政	11年	1828	播隆上人が槍ヶ岳登頂し頂上に仏像安置、開山をなす。この時「坊主の岩小屋」に参籠する。
天 保	6年	1835	飛騨新道が拓かれる。(1860年に廃止)
明 治	10年	1877	ウィリアム・ガウランドが外国人として初めて槍ヶ岳登頂『日本アルプス』の名称を用いる。
	18年	1885	上高地牧場が開設される。(前年に農商務省山林局の許可を受ける。)
	24年	1891	ウォルター・ウェストンが上高地に入る。翌年には槍ヶ岳、翌々年には前穂高岳登頂
	29年	1896	W・ウェストンが『日本アルプス 登山と探検』を刊行し、日本アルプスの名を世界に紹介する。
	37年	1904	上高地温泉株式会社が、上高地で最初の旅館営業を始める。
	38年	1905	小島烏水らを中心に「山岳会」(現日本山岳会)が誕生する。
	40年	1907	焼岳の噴火活動が始まる。
	42年	1909	芥川龍之介が上高地を訪れる。
大 正	43年	1910	河童橋が、刎橋から吊り橋に架け替えられる。
	2年	1913	高村光太郎・智恵子が上高地を訪れる。
	3年	1914	現在のの上高地駐車場周辺に、カラマツが植林される。翌年には小梨平に植林が行われる。
	4年	1915	6月6日、焼岳が大噴火し梓川を堰止め大正池が出現する。
	10年	1921	喜作新道が拓かれる。
	12年	1923	徳本峠小屋が開設される。
	13年	1924	釜トンネル開通
昭 和	14年	1925	上高地孵化場が開設される。
	2年	1927	大阪毎日・東京日日両新聞社主催で「日本新八景」が選定され、上高地が「溪谷の部」に選ばれる。
			芥川龍之介が『河童』を発表
			ケショウヤナギが発見される。
	3年	1928	3月24日、「名勝及び天然記念物」に指定される。
			霞沢発電所が建設される。
	4年	1929	中ノ湯までバス乗入れ
			旧上高地孵化場飼育池・物置が建設される。
5年	1930	上高地郵便局が設置される。	
8年	1933	大正池までバス乗入れ、上高地帝国ホテルが建設される。	
9年	1934	上高地牧場が閉鎖される。	

昭 和	9年	1934	上高地と乗鞍を含む北アルプス一帯が「中部山岳国立公園」に指定
	10年	1935	河童橋までバス乗入れ
	12年	1937	日本山岳会がW・ウェストンのレリーフを取り付ける。
	15年	1940	W・ウェストン、ロンドンで死去
	22年	1947	第1回「ウェストン祭」が行われる。
	25年	1950	文化財保護法制定
	27年	1952	3月29日、「特別名勝及び特別天然記念物」に指定される。
	32年	1957	河童橋架替え
			井上靖が『氷壁』を発表
	33年	1958	明神池畔に嘉門次の碑が建立される。
	37年	1962	「山に祈る塔」が建立される。(平成26年に建て替え)
			焼岳が噴火、焼岳小屋が全壊、登山禁止となる。
	38年	1963	「上高地を美しくする会」が発足
	42年	1967	河童橋下左岸に内野常次郎の墓碑が建立される。
			皇太子ご夫妻が上高地を訪問
	44年	1969	東京電力梓川水系ダム(稻核・水殿・奈川渡)完成
	45年	1970	上高地開山祭が始まる。
			上高地自然教室(ビジターセンター)が完成、開所する。
	47年	1972	上高地乗鞍スーパー林道が開通
50年	1975	県道上高地公園線、夏季のマイカー規制が始まる。	
		河童橋架替え	
52年	1977	東京電力による大正池の浚渫が始まる。	
60年	1985	第1回「上高地音楽祭」が開催	
平 成	4年	1992	現在の場所に上高地郵便局の新局舎が完成し、業務開始
			横尾大橋改築工事を実施
	8年	1996	県道上高地公園線、通年のマイカー規制が始まる。
	9年	1997	河童橋架替え
			安房トンネル開通
	11年	1999	田代橋、穂高橋架替え
	14年	2002	釜上トンネル開通(17年に現在の釜トンネル全線が開通)
	16年	2004	上高地公園線、観光バス乗り入れ規制始まる。
23年	2011	10月28日、「嘉門次小屋囲炉裏の間」、「徳本峠小屋休憩所」、「旧上高地孵化場飼育池」、「旧上高地孵化場物置」が、国の登録有形文化財に指定	
28年	2016	上高地トンネル開通	
		8月11日、第1回「山の日」記念全国大会を上高地で開催。皇太子殿下ご一家が訪問され、記念式典にご臨席される。	

9 写真資料



1 上高地行乗合バス

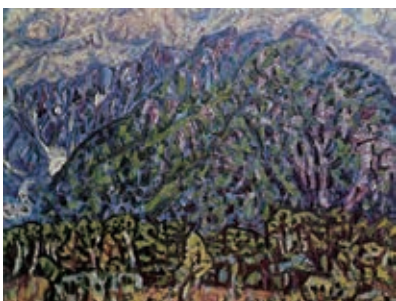


2 焼岳噴火 (大正14年)



3 槍ヶ岳頂上

(1~3: 百瀬藤雄撮影、松本市立博物館蔵)



4 関四郎五郎「夏の明神岳」



5 関四郎五郎「霞沢岳」

(4.5: 「上高地風景集」より、松本市美術館蔵)



6 加藤大道「穂高連峰と梓川」

(松本市安曇資料館蔵)



7 加藤大道「初冬の焼岳」



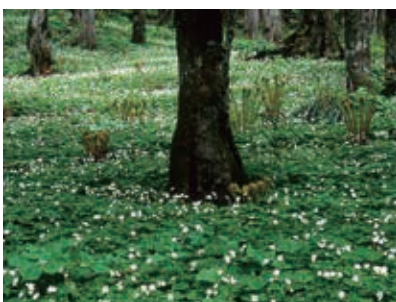
8 加藤大道「槍ヶ岳」

(7.8: 松本市安曇資料館蔵)



9 眞野紀太郎「神河地牧場」

(絵はがき、市立大町山岳博物館蔵)



10 ニリンソウ咲く徳沢



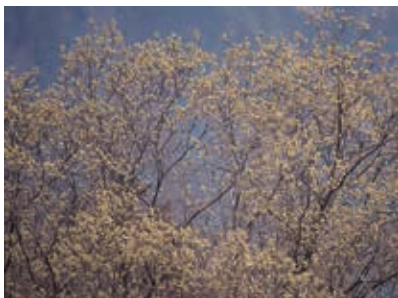
11 朝の焼岳



12 星空と穂高連峰

○植物

【樹木】



13 エゾヤナギ



14 ケシヨウヤナギ



15 ハルニレ



16 シウリザクラ



17 ズミ

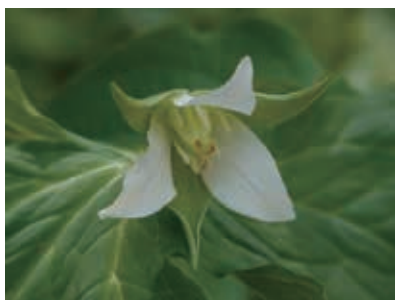


18 ドロノキ

【草花】



19 エゾムラサキ



20 シロバナエンレイソウ



21 カミコウチテンナンショウ



22 イワカガミ



23 オオバキスミレ

○動物

【哺乳類】



24 ニホンザル



25 オコジョ



26 ヤマネ

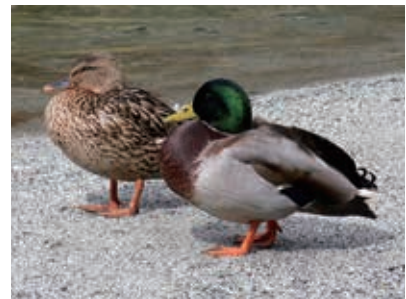
【鳥類】



27 イヌワシ



28 オオルリ



29 マガモ

【爬虫類・両生類】



30 クロサンショウウオ



31 ニホンヒキガエル



32 イワナ

【魚類】

【昆虫 (チョウ)】



33 コヒオドシ



34 オオイチモンジ



35 クモツマキチョウ
(13~35: 前田篤史氏提供)

10 引用・参考資料

- (有)あかつき動物研究所 (2007) 上高地地域ニホンザル対策事業報告書, 環境省, p.1-3
- (有)あかつき動物研究所 (2007) 上高地地域野生動物 (ツキノワグマ) 保護対策事業報告書, 環境省, p.1-3
- 安曇村誌編纂委員会 (1998) 安曇村誌 第1巻自然, 安曇村, p.3-25, 78-86, 95-114, 319-326, 409-609
- 安曇村誌編纂委員会 (1997) 安曇村誌 第2巻歴史上, 安曇村, p.173-174, 189-192, 233-239
- 安曇村誌編纂委員会 (1998) 安曇村誌 第3巻歴史下, 安曇村, p.122-124, 449-453, 531-532, 586-588, 617-650
- 石川愼吾・川西基博・山本信雄 (1999) 上高地梓川の河床砂礫部における先駆樹種群落の動態. 「上高地自然史研究会研究成果報告書第5号 上高地における地形形成と地下水流動, 植生動態に関する研究」上高地自然史研究会編, p.51-53
- 亀山章 (1985) 上高地の植物, 信濃毎日新聞社, p.36-77
- 菊地俊朗 (2001) 釜トンネル 上高地の昭和史, 信濃毎日新聞社, p.111-112
- 国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所環境対策課・(財)砂防・地すべり技術センター編 (2006) 上高地の素顔 自然環境と調和を目指す防災, p.21-22, 29, 33-34, 84-85, 146-147
- 小島烏水 (1914) 上高地風景保護論. 日本山岳会機関誌『山岳』9年2号, p.326, 329
- 財団法人国立公園協会 (1996) 中部山岳国立公園上高地地域自然体験フィールド検討調査業務報告書, 環境庁, p.59-95, p.123-162
- 島津弘 (2008) 上高地谷底部での地形変化の特徴と時空間スケール. 山岳科学総合研究所ニュースレター第7号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.5
- 長野県 (2007) 第2期特定鳥獣保護管理計画 (ツキノワグマ), p.2-4
- 野溝美憲 (2003) 上高地の帰化植物. 「塩尻市立蝶の博物館紀要第5号」, p.16-17
- 原山智 (1990) 上高地地域の地質. 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, p.2-5
- 原山智・山本明 (2003) 超火山 [槍・穂高], 山と溪谷社, p.237
- 原山智 (2004) 山の誕生. 「山の世界」梅棹忠夫・山本紀夫, 岩波書店, p.101
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその1. 山岳科学総合研究所ニュースレター第4号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.7
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその2, その3. 山岳科学総合研究所ニュースレター第5号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.6
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその3. 山岳科学総合研究所ニュースレター第6号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.5
- 原山智 (2007) 上高地物語ーその4. 山岳科学総合研究所ニュースレター第7号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.8
- 原山智 (2008) 上高地物語ーその6. 山岳科学総合研究所ニュースレター第10号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.6
- 原山智 (2008) 上高地物語ーその8. 山岳科学総合研究所ニュースレター第13号, 信州大学山岳科学総合研究所, p.11
- 町田洋・松田時彦・海津正倫・小泉武栄編 (2006) 日本の地形5 中部、(財)東京大学出版会, p.171-172, 187, 217
- 三宅康幸・及川輝樹 (2000) フィールドガイド 日本の火山5 中部・近畿・中国の火山, 高橋正樹・小林哲夫, 築地書館, p.16-17
- 山崎安治 (1986) 新稿 日本登山史, 白水社, p.141-150, 259-285, 305-324, 403-414
- 立教大学上高地公園活動学生ボランティアの会 (2005) 2005年度上高地公園活動学生ボランティアの会報告書, p.19

改訂にあたり新たに引用・参考にした資料

- 青木治（1988）穂高神社とその伝統文化，穂高神社社務所，p.109, 113
- 浅野孝一（1991）上高地ものがたり，新潮社
- 芥川龍之介（1996）芥川龍之介全集第14巻，岩波書店，p.105-106
- 芥川龍之介（1996）芥川龍之介全集第3巻（雑誌「新潮」大正7年8月号），岩波書店，p.246
- 飯田蛇笏（1994）飯田蛇笏集成第2巻，角川書店，p.101,104
- 井上靖（1996）井上靖全集第11巻，新潮社，p.590
- 井上靖（1997）井上靖全集第26巻，新潮社
- 井上靖（2000）井上靖全集別巻，新潮社
- 今田重太郎（1973）穂高に生きる 五十年の回想記，読売新聞社
- 牛丸工（1993）内野常次郎小伝 一上高地の常さん一，日本山書の会
- 牛丸工（2008）芥川龍之介の槍ヶ岳登山と河童橋，上高地登山案内人組合監修
- 内田修著・千秋社編（2009）天空の輝き，穂高岳山荘
- 岡村精一（1995）日本アルプス 登山と探検，平凡社，p.17, 44-46, 110, 278
- 太田水穂（1984）太田水穂全歌集，短歌新聞社，p.275
- 大町山岳博物館編（1973）北アルプス博物誌Ⅲ，信濃路
- 尾崎喜八（1959）尾崎喜八詩文集3，創文社，p.212-213
- 尾崎喜八（1962）尾崎喜八詩文集8，創文社，p.23,92-95
- 折口信夫全集刊行会編（1997）折口信夫全集24，中央公論社，p.247-250
- 長野県安曇村（2005）開村130年のあゆみ，安曇村
- 上條武（1996）上高地1 神河内絵画き宿，独木書房
- 上條武（2000）上高地2 常念烏帽子縦走記，独木書房
- 上條武（1997）上高地3 河童橋考，独木書房
- 菊地俊朗（2003）北アルプス この百年，文藝春秋
- 菊地俊朗（2007）山案内人 一嘉門次、品右衛門、喜作登場の背景一，市立大町山岳博物館（編），p.6-15
- 菊池俊朗（2010）槍ヶ岳とともに 穂刈家三代と山荘物語，信濃毎日新聞社
- 北杜夫（1994）母の影，新潮社，p.12-13
- 北杜夫（2012）マンボウ最後の家族旅行，実業之日本社，p.51
- 来嶋靖生（1998）歌人の山，作品社
- 窪田空穂（1965）窪田空穂全集第6巻『日本アルプスへ』，角川書店，p.71
- 窪田空穂（1989）窪田空穂全歌集，短歌新聞社，p.127-129
- 久保田俊彦（島木赤彦）（1986）島木赤彦全歌集，岩波書店，p.3
- 久保博司（1988）山小屋物語・穂高岳山荘 双星の輝き，山と溪谷社
- 熊原政男（1959）登山の夜明け，朋文堂
- 黒野こうき（2014）播隆入門，まつお出版，p.36, 46, 48-51, 168
- 倉田兼雄（1974）信濃有明山史，信濃有明山開山天明講社，p.43
- 黒板勝美編（1974）日本三代實録 前篇，吉川弘文館，p.214
- 神津良子（1990）長野県文学全集 第3期第10巻，郷土出版社
- 齋藤茂吉（1968）齋藤茂吉全歌集，筑摩書房，p.652
- 佐藤貢（1963）アルプスの主 嘉門次，朝日新聞社
- 日本山岳会編（1987）W. ウェストン年譜，日本山岳会機関紙「山岳」 第82年，p.41-77
- 日本山岳会編（1988）W. ウェストン年譜（その2），日本山岳会機関紙「山岳」 第83年，p.46-88
- 日本山岳会編（1989）W. ウェストン年譜（その3），日本山岳会機関紙「山岳」 第84年，p.57-89
- 日本山岳会編（1990）W. ウェストン年譜（その4），日本山岳会機関紙「山岳」 第85年，p.37-88

- 日本山岳会編（1990）北アルプス南部の石室. 日本山岳会機関紙「山岳」 第85年, p.38-52
- 学習研究社（2003）週刊神社紀行11 諏訪大社, 学習研究社, p.6
- 市立大町山岳博物館編（2007）北アルプス山人たちの系譜—嘉門次、品右衛門、喜作登場の背景—, 市立大町山岳博物館
- 市立大町山岳博物館編（2014）市立大町山岳博物館 常設展「北アルプスの自然と人」山と人 北アルプスと人とのかかわり 一人文学系 展示解説書一, 市立大町山岳博物館, p.63
- 信州大学山岳科学総合研究所編（2012）上高地・槍・穂高地域における自然環境の変動と保全・適正利用に関する総合研究, 信州大学山岳科学総合研究所, p.70-83
- 鈴木重武・三井弘篤（1724）信府統記, 国書刊行会・1996年を使用, p.169, 170, 174
- 日本山岳文化学・会登山史分科会編（2011）山岳文化叢書第7輯 顕彰碑にみる人物登山史, 日本山岳文化学会, p.94-97
- 高濱虚子（1974）定本 高濱虚子全集第1巻, 毎日新聞社, p.82-83
- 高村光太郎（1994）高村光太郎全集第1巻, 筑摩書房, p.215-217
- 高村光太郎（1994）高村光太郎全集第2巻, 筑摩書房, p.19-21, 227-228
- 高村光太郎（1995）高村光太郎全集第9巻, 筑摩書房, p.294-295
- 田畑真一（2001）知られざるW. ウェストン, 信濃毎日新聞社
- (株)帝国ホテル（1990）帝国ホテル百年史, (株)帝国ホテル
- 東京電力(株)（1983）東京電力三十年史, 東京電力(株)
- 豊田庸園（1849）善光寺道名所図会, 名古屋書林（臨川書店 1998年）
- 中村周一郎（1981）北アルプス開発誌 山小屋創始者と山案内人烈伝, 郷土出版社
- 平澤毅（2015）名勝地保護関係資料集, 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 平澤毅, p.55, 74
- 布川欣一（1991）山道具が語る日本登山史, 山と溪谷社
- 布川欣一（2015）明解日本登山史, ヤマケイ新書
- 布川欣一（2015）明解日本登山史, 山と溪谷社
- ネットワーク播隆（2010）播隆研究 第11号, p.65-66
- 梅本院永昌と大宝院明覚が記した文政3年6月の奥書のある稿本, 個人蔵
- 深田久彌・長田宏也編（1958）上高地, 修道社
- 藤澤全（2014）井上靖の小説世界, 勉誠出版
- 穂苅三寿雄・穂苅貞雄（1982）槍ヶ岳開山 播隆, 大修館書店
- 梅干野成央・田村啓・土本俊和（2010）槍ヶ岳山荘の建設工程に関する復元的考察. 2010年度日本建築学会大会学術講演梗概集 F-2, p.669-670
- 梅干野成央・土本俊和・小森裕介（2011）近代登山の普及における山小屋の建設過程—ウォルター・ウェストンの槍ヶ岳山行経路付近に開設された山小屋を事例として. 日本建築学会計画系論文集 第76巻第659号, p.211-220
- 梅干野成央・土本俊和・田村啓（2011）フカスの岩小屋に関する建物調査報告. 日本建築学会北陸支部研究報告集 第54号, p.519-522
- 梅干野成央・堀田真理子・土本俊和（2011）中房温泉の経営者による山小屋の建設計画とその背景「日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）」, 日本建築学会
- 梅干野成央・堀田真理子・土本俊和（2012）中房温泉の経営者による戦前期の山小屋建設とその立地計画. 日本建築学会計画系論文集 第77巻第681号, p.2643-2650
- 梅干野成央（2013）山岳に生きる建築—日本の近代登山と山小屋の建築史（山岳科学ブックレットNo.10）, オフィスエム
- 梅干野成央（2014）登山手帳『山日記』にみる日本アルプスの山小屋の開設過程. 日本建築学会北陸支部研究報告集 第57号, p.634-637

- 梅干野成央（2014）『百瀬家文書』における殺生小屋と西岳小屋の設計図書について．日本建築学会技術報告集 第20巻第46号，p.1099-1104
- 堀勝彦・川村宏・小林靖彦編（1979）三代の山—嘉門次小屋100年のあゆみ—，私家版
- 堀勝彦・川村宏・小林靖彦編（1979）三代の山—嘉門次小屋100年のあゆみ—，上条輝夫，p.37
- 松本市立博物館（2008）播隆展，一槍ヶ岳開山とその周辺—〈岳都松本 企画展〉，松本市立博物館，p.7
- 丸岡祐一・梅干野成央・土本俊和（2014）洞沢ヒュッテにおける雪氷対策の方向性．日本建築学会技術報告集第20巻第45号，p.767-772
- 水原秋櫻子（1978）水原秋櫻子全集第1巻，講談社，p.168
- 水原秋櫻子（1978）水原秋櫻子全集第4巻，講談社，p.51
- 三井嘉雄（1980）喜作新道の周辺，『山と博物館』第25巻第6号，大町山岳博物館
- 森澄雄・矢島房利編（2012）加藤楸邨句集，岩波書店，p.12
- 柳原修一（1990）北アルプス山小屋物語，東京新聞出版局，p.74-79
- 山本茂実（1971）喜作新道—ある北アルプス哀史—，朝日新聞社
- 與謝野晶子（1981）定本 與謝野晶子全集第7巻，講談社，p.236-237
- 若山牧水（1982）若山牧水全歌集，短歌新聞社，p.423
- 渡辺康之（1986）高山蝶 山とチョウ．蝶蛾シリーズ10，築地書館，p.43-72
- wa・nal編（2013）山歩みち特別編集 穂高岳山荘創立90年記念誌，フィールド&マウンテン

11 協力者

上高地明神館
 あとりえ・う
 嘉門次小屋
 一般財団法人 自然公園財団
 市立大町山岳博物館
 富山市大山歴史民俗資料館
 長野県信濃美術館
 氷壁の宿 徳澤園
 岡村 清子
 上条 輝夫
 小林 貢
 斎藤 喜美子
 関 宏子
 前田 篤史

表紙写真：槍ヶ岳肩より、横尾尾根と前穂高岳遠望（松本市立博物館蔵）

特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画【改訂版】

平成 29 年 3 月 発行

発行 松本市・松本市教育委員会
松本市丸の内 3 番 7 号
TEL 0263-34-3000 (代表)
編集 松本市教育委員会 文化財課